

日中平和友好条約40周年を迎えて 覇権なき法の支配で地域秩序を

日中平和友好条約をめぐる交渉過程において、最大の関わりがゆるる覇権条項にあったことはよく知られている。交渉の経緯については、当時の中国課長、田島高志大史の著書『日中平和友好条約交渉と鄧小平来日』（岩波書店）に詳しい。

当時、中国側は反覇権の合意をソ連に対抗する赤一戦線形成と見なされた。それに對し、全方位外交を唱え、ソ連との間に領土問題や漁業問題を抱えた日本はそれには抵抗した。時代は移り、超大国ソ連はすでに無い。だが今日に続く同条約の重要な意義は、日中それぞれが覇権を求めない約束されたところにある。

そもそも覇権とは何か。日本側が交渉過程で問うても、中国側がその定義を明言することはなかった。そこで中国で使われている辞書である『現代漢語大詞典』を引いてみる。するとそれは、国際関係上、実力をもって別の国を支配し操縦する権力だということの題旨の定義が記されている。力を得て自分の意思を相手に押し付けると、それが覇権の行使だと言ってもいいだろう。

1978年当時、日中間で早速問題になったのは尖閣諸島の領有権に関する意見の不一致であった。その年の4月、14隻を超える中国漁船が尖閣の海域に現れる事件が起きた。一部の船は大陸の海軍基地と無線連絡をとり、指示を受けていた。「釣魚島」の主権を主張する黄断幕などを掲げる船もあった。

どうやら、この行動は中国国内の政治闘争と関係しており、平和友好条約交渉を進めようとしていた鄧小平に対抗する側のみならず業であった可能性が

高い。鄧小平は、同年10月に条約の批准書交換のために来日し、記者会見を開いた。その際、尖閣の問題には触れない（「不涉及」）ことで日中は約束したと述べ、それに続けて次のように語っている。

「中国人の智慧からすれば、このような（筆者注：触れないという）方法しか思いつかない。なぜなら、はっきりすることができないことに一旦触れると、一部の人はちがこのような問題で難癖をつけ、日中関係の発展への障害を作り出す」。近年の尖閣をめぐる様々な事象に照らしても、これは実に示唆に富む洞察ではないだろうか。

日本側では、翌79年、調査のために釣魚島にヘリポートを建設し、それに対して中国側からの抗議を受けたことがあった。それについて、当時の閣田直外相は衆議院外務委員会でのように答弁している。

「やはり個人間の交際、国の交際は同じでありまして、これは友好関係ということになってくれれば感情もある。それぞれ日本には日本のメツもあれば中国には中国の面目もあるわけがあります。したがって、私は、有効交渉を断ずるためのものであるならば絶対反対、地域の漁民の生命の安全のために必要やむを得ず、冷静に、慎重にやられることならば仕方ない、こういうことまで言いました」

日本はこの方針に基づいて、北方領土や竹島とは全く異なり、島の基地化はもとより民間活動家の上陸すら抑え、自制してきた。この自制こそ、覇権を求めない姿勢の現われだと言えるだろう。

では、中国側の実力が向上した今、どうすればその自制を確保することが

できるのか。70年代末と異なり、日中の戦略目標が一致していない現在、我々はこの最大かつ厳しい問いに答えなければならぬ。

14億の人口を抱え、台頭する現在の中国に對し、最大の課題は米國との戦略的競争に勝利する、あるいは勝利しないまでも勢力の均衡を求めることである。習近平氏は、太平洋には米中という二つの大国を容許するに十分な広さがある、と繰り返して語っている。

だが、それがハワイを境に太平洋を二分することだとすれば、米國もそして西太平洋に位置するアジアの国々も納得するとはならないだろう。長期的な東アジアの安定のためには、それほど難しくかつ、両大國が共有共榮する地域秩序のビジョンを共有せねばならない。青でも赤でもない、紫の西太平洋を目指すべきではない。

米國と異なり、日本と中国の間では、ゼロサム的な勢力争いではなく、ウィンウィンの地域協力を進めることに関し何れも合意が交わられてきた。例えば2016年の安倍晋三総理訪中時には、東アジアの地域協力を、日中韓協力における協力を強化し、東アジアの一体化のプロセスを共に推進することを確認した。習近平氏は國家副主席として99年に来日した際、鳩山由紀夫総理の東アジア共同体構想に賛成だと述べた。

しかし抽象的な目標の共有だけでは足りない。東アジア秩序を支える規範について合意し、それを実行できなければ、実力行使を自制し、協力して地域秩序をつくることはできない。

過去40年の間に、日本と中国は規範に関する重要な合意をしたこともあ



東京大学法学部卒業、サセックス大学DPH1取等。菅川平和財団研究員、在香港日本総領事館専門調査員、桜美林大学助教、立教大学教授などを経て現職（法学政治学研究所上席研究員、日本国際問題研究所上席客員研究員、日本国際フォーラム上席研究員も務める）。

る。まずは20年前の江沢民氏来日の際、「双方は、人權の普遍性を確認し、各国は相互交流を通じて共通認識を増進し、相違点を減らすべきである」との認識で一致した。

そして10年前の胡錦濤氏来日の折には、「基本的かつ普遍的価値の一層の理解と追求のために緊密に協力するとともに、長い交流の中で互いに磨き、共有してきた文化について改めて理解を深める」とことを決した。

日中平和友好条約という紛争を解決する平和的な手段とは、東シナ海や南シナ海でプレゼンスを増大させ、相手をおどらすに屈服させる圧力などではない。それはルールであり、実力の濫用、すなわち覇権を許さない法の支配だ。残念ながら今の中国指導部は普遍的価値を認めていない。だが人權を尊重し、法によって国内と国際の秩序を支えることは、既に多くの中国人の強い願いとなっている。

特別寄稿

高原明生 東京大学公共政策大学院院長